



# 通信

2026. 5. 15 No. 194

公益社団法人 福島原発行動隊

東京都千代田区神田淡路町1-21-7

静和ビル 1階A室 〒101-0063

Tel: 03-3255-5910 Fax: 03-3255-4811

Mail: svcf-admin@svcf.jp Web: http://svcf.jp

転居された方は事務局 (svcf-admin@svcf.jp) まで転居先をお知らせください

## 5月（第158回院内）集会

福島原発行動隊は、いわき市で避難生活をおくる木村純子さんを講師として木村さんのご自宅で(院内)集会を以下の通りに行なった。木村さんには2023年6月の集会(オンライン)でも「わがふるさと」と題してご講演いただいている。

東京電力福島第一原子力発電所(1F)の爆発事故による放射能被ばくを避けるための「避難指示(命令)」を受けて生れ故郷大熊町の家を追われ、いわき市で避難生活10年余。一日も早い帰還を望んだ母親は憲法が保障する「居住の自由」を奪われたまま、2025年3月96歳で亡くなられた。

政府は「2020年代をかけて避難指示(帰還困難区域)を解除する」とし、解除の条件として

- 1, 年間積算線量が20mSv以下になる
  - 2, 電気、ガス、上下水道、医療・介護・郵便などの生活インフラが復旧し、除染が十分に行われている
  - 3, 帰還の意向や安全基準について、県、市町村、住民との合意形成が行われている
- という三件をあげている。

木村さんは医学/薬理学の専門家として自ら自宅の放射線量を測定し、原発事故後15年余を経て汚染線量は避難指示の根拠となった数値を十分に下回っているため「避難」の必要はないとして解除を求めている。また「除染」の必要はなく、除染なしに解除するよう主張している。元の住いの周辺住民はほとんどが帰還をあきらめ家屋を解体してしまっていて木村さんは孤立無援状態なので、「周辺住民との合意形成」などしようにもその相手がいない。まさしく原発事故がもたらしたコミュニティ破壊の被害者である。

### 【2026年5月集会】

- 日時：5月8日11時-12時30分
- 会場：福島県いわき市の木村純子さん宅並びにOnline
- テーマ：「大熊町をふるさともつ私の今の思い」
- 講師：木村純子/元福島県立医科大学教授（薬理学）

木村 純子さん

出身：1950年、福島県生まれ。

学歴：1977年、福島県立医科大学医学部卒業。英国オックスフォード大学留学中に博士号を取得。

職歴：同大学第一生理学講座に入局後、生理学研究所、山形大学医学部薬理学講座を経て、福島県立医科大学薬理学講座講師、助教授を歴任。1999年から2016年まで同大学医学部・大学院教授として教育・研究に従事。

研究分野：心筋細胞のパッチクランプ法を用いたNa<sup>+</sup>/Ca<sup>2+</sup>交換電流の観測や、その阻害薬開発において国際的に知られる。

著書・活動：「命の調べのダンス」などの著書があり、漢方薬(芍薬甘草湯)に関する研究も行った。日本薬理学会新名誉会員。

講演は講師が用意された資料に沿って以下のように進められた(福島原発行動隊ホームページ 2026/5/6 投稿)

の講師提供資料参照)。

## 【講演概要】

### 大熊町をふるさとにもつ私の今の思い

#### 1. 大熊町の歴史と避難生活の歩み

大熊町は 1954 年に大野村と熊町村が合併して誕生したが、そのルーツは非常に古く、718 年の『常陸国風土記』にも「苦麻(くま)の村」として記述が残る由緒ある土地である。

2011 年 3 月の東日本大震災当時、町内で一人暮らしをしていた私の母は、福島市での避難生活を経て、2016 年からは定年退職した私と共にいわき市へ移住した。母は 2025 年 3 月に 96 歳で亡くなったが、私は現在も週に 1 回は大熊町の自宅へ通い、庭や家の手入れを続けている。

#### 2. 帰還困難区域の現状と放射線量への認識

私の自宅は現在も「帰還困難区域」に指定されており、家屋保全等のため自宅に立ち入るためにはゲートでの通行証提示が必要となる。しかし、自宅の実測データに基づくと、その(避難指示)認識はもはや改められねばならない。2025 年 7 月に長崎大学などの協力で実施された自宅の線量測定では、玄関前で毎時 1.21 マイクロシーベルト、年間換算で約 10.6 ミリシーベルトという結果が出ている。現在の自宅周辺の線量からして、居住が許されない理由はない。

#### 3. 行政への要望:

解除には除染が必要とされているが、それは「復興という名の破壊」に他ならない。

住宅を解体し、樹木を伐採して更地にする画一的な除染は、環境を悪化させ、温暖化を助長するものだ。私は無用有害な除染なしに避難指示が解除されることを強く求める。

#### 4 除染土の県外搬出方針の撤回:

「30 年以内に除染土を福島県外へ運ぶ」計画を撤回し、現在の場所で森林とするべきだ。自然の回復力に任せることが、コストを抑え環境を守ることにつながる。

#### 5. 結論:

- ・自宅が帰還困難区域から解除されるのを待つ。
- ・2029 年解除と聞いている。
- ・あと3年。

## 【質疑】

問: 国が設定した基準値を下回っていてもご自宅の避難指示が解除されないという、その不条理不合理を、お話を伺って強く感じた。どうすればいいのかわからないが、同じような思いをしておられる方々との横のつながりはあるのか。一軒だけで解除を主張するより、皆さんで連帯して行政に働きかける方が少し声が大きくなるのかと思うが。

答: 元の隣近所の人たちとは、一年に 1 回隣組の総会というのをやっている。あとは老人会の卓球会があり、大熊町からいわき市に避難している人たちが運動のためにいわき市の体育館で毎週 1 回卓球をしている。けれども、「どのようにして帰還を」といった問題についてはあまり話さない。なんでも



講演する木村純子さん

ないお茶飲み話になってしまっている。

問: 大熊町の役場の方とふだん話しをされているか。

答: 役場の方とは、説明会とかが一年に 1 回か何年に 1 回といった機会がある。そういった時にしか話す機会はない。ほとんどの人たちがもうみんな自分の家を壊してしまっている。「申請した人には無料で解体してあげます」という、そういう行政の働きかけがあって、みんながその諦めてたとえ新しく建てた家で そんなに年月が経ってないにも関わらず、タダで解体してくれるのならということで、解体を申請した人が結構いるのではないかと。本当に元の家をそのまま置いていて、なおかつ帰りたいていう方はすごく少ない。私はもう”異常な人”だと思われているのではないかと思う。

参加者のコメント: 自分も帰りたいたはずと思っていて、家屋内外、周辺を行動隊の皆さんにもお世話になり放射能汚染数値を捉えたりしてずっと来たのだが、最終的に後を継いでくれるせがれに相談したところ、「おやじ、この際だからもう解体しよう」ということで解体を申請してある。解体を決めてから大熊町に足を運ぶのも回数が正直少なくなってきた。

参加者のコメント: 自分は帰還困難区域の設定を区域の空間線量だけで決めていることは誤りであるのではないかと。何故、放射能汚染の元である 1F 自体のリスクを測ろうとしないのか。1F はいまそんなに安全なのか、これは自分が 1F ウォッチャーやっていてひしひし感じていることだ。1F がいまにもまた崩壊を始めるとか、そういうことを言うわけでも全然ない。ただ、何も分かっていない 1F のリスクがどのくらい多いのか。例えば地上 5 階にある使用済み燃料、これが放射線量としていちばん多く、国はその原子力建屋の耐震性について「大丈夫だ」と言っているけれども、どれだけ「大丈夫」なのか。数値的な判断は示されていない。私は、1F 自体のリスクを分からないまでも、どれだけリスクがあるかという判断までできるだけ近づこうとする、その材料としてわたしは【1F ウォッチャー】というレポートをやっているつもりだ。暴発事故を起こしてしまった 1F のいまのリスクに、皆さんも関心を持っていただきたい。

問: 講演資料の中で、大熊町と双葉町にまたがる中間貯蔵施設で貯蔵している除染土について外の地域に持ち出すよ

うなことはせずそのまましておけば、いずれ森林地帯となり環境保全にも役立つとされている。ところが、いま政府や原子力村の皆さんは、その除染土を県外搬出するという福島県との約束ないしは法律に基づいて、首相官邸や環境省の庭に汚染土を運んでいくというパフォーマンスみたいなことをしている。それには経済リスクを伴うし放射能汚染の拡散にもつながる。福島地元にとっては苦渋の選択であろうが、現実的な道は木村さんのお考え通りだろう。

さらに 1F の廃炉に関しても、廃炉して出てくる膨大な量の高濃度放射性廃棄物をどこに持ち出すのかということが全く見えてこない。先の見えない状態が 15 年間続いているわけだが、暴発した 1F 全建屋を地中に深く沈めて、地中で管理し続けるといった方策が現実的ではないかと考えている。これも、福島現地の負担が増えるだろうが、どのようにお考えか。

答: 私は放射性物質は他へ持って行ってもらいたいと思っている。高レベル放射性廃棄物に危険性が言われているけれども、北欧では地下何百メートルかに洞窟みたいなところに

置いて保管している。日本でもいま東京都の離れ島(小笠原村南鳥島)でその保管場所を探してるようだ。まだ 1g に満たないぐらいの燃料デブリを取り出したただけだが、やがてはきっとなにか方策が見つかって、それを運び出すことができるのではないかと思う。

ただ土に関してだが、原発事故直後のこと、福島市も除染をして除染土を大熊町に持ってきた。福島市の土の線量は 3 | 3 マイクロシーベルトとかでものすごく低かったのに、あの頃はみんなパニックになっていて我も我もと除染をしてもらい、その土をわざわざ大熊町に運んだ。大熊町の土よりもずっとずっと低い、それこそ基準値以下の土を県内あちらこちらから運び込んだわけだ。だからその土自体はもう全然問題がない線量なのに、その理解が得られてない。

放射線に対する教育が、この 15 年間全くなされていないからだと思う。だから、報道各社が毎日 10 分間でもいいから放射線に関する教育を国民に対して行って、マイクロシーベルトがいかにか安全かといったことを国民に知らせる放射線教育が必要だと思う。



## 帰還困難区域

### ●帰還困難区域

福島第一原発事故により放射線量が高く(年間積算 20mSv 超、設定時は 50mSv 超)、5 年経過後も避難解除の目処が立たないエリア。原則立ち入り禁止・居住制限が課され、福島県内の 7 市町村(南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の一部地域。2011 年 3 月 11 日の 1F における事故発生直後から、住民の生命・身体の危険を回避するために避難指示を発出し、12 日には発電所から半径 20km の地域を避難指示区域に設定した。

### ●避難指示の根拠

- ・原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、政府が各地方公共団体の長に対して行う指示に基づく。
- ・平成 23 年 3 月 15 日より 4 月 21 日までは、原子力災害対策特別措置法 15 条 3 項で、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した時は、市町村長及び都道府県知事に対し、「避難の為の立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示する」と規定され、これに基づき避難指示及び屋内退避指示がされていた。

### ●居住移転の自由

[日本国憲法](#)は居住移転の自由について 22 条 1 項に以下の規定を置いている。

「何人も、[公共の福祉](#)に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

(# 木村純子さん宅を「帰還困難区域」に取り込んで解除しないのは、解除することが「公共の福祉に反する」という行政の判断による。道路一本隔てた区域は、既に解除されている。それに対して、木村さん宅(帰還困難区域)を解除することが「なぜ、どのように『公共の福祉に反する』のか」を行政は明確にすべきであろうが、避難/被災者にそうした説明はおこなわれないままであるようだ)

### ●帰還困難区域解除方針

政府は 2021 年 8 月 31 日、復興推進会議・原子力災害対策本部の合同会合を開き、東京電力福島第 1 原発事故の帰還困難区域のうち避難指示解除の見通しが立っていない福島県内の地域について、【2020 年代に希望者全員が帰還できるよう解除する】基本方針を正式決定した。

●未帰還者

原子力災害により居住地から福島県の内外への避難を余儀なくされた避難者は、2012年月には約16万人に達した。現在(2026年2月1日)でも23,410人(県外避難者18,996人、県内避難者4,409人、避難先不明者5人)が帰還していない。



### かわうちワイナリー 高田島ヴィンヤード作業

5月7日・8日午前まで高田島ヴィンヤードにて今年度最初の現地行動を行いました。久々登場の高橋済隊員と安藤隊長それに私山田次郎の3名。ワイナリーに異動があり、5年間統括マネージャをされていた遠藤一美さんが村役場農政課係長に戻り、代わりに西山恭司さんが統括に着任していました。

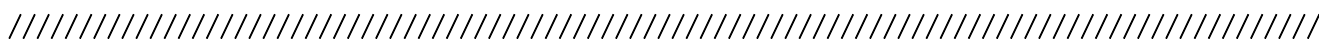
作業はワイナリー駐車場周りの草刈りで、それぞれ慣れた手つきで実施。30分やっっては休憩で、指示いただいた領域を順調に草刈りしました。

高橋隊員がいわき駅から川内村に向かう道すがら、「何と美しい乳白色のこの木々よ!」と感嘆。おやっ、乳白色と若草色とどう違うのかと運転手山田は思ったものの、川柳とオペラ・クラシックにウルサイ隊員に言っっては運転もままならなくなるのでジッと堪えました。

昨年秋も深まった頃、川内村からいわき駅に戻る388号線の分岐を間違えて入った夏井川溪谷



の紅葉は見事でしたが、春の若葉もまた素晴らしいものでした。今回もまた川内村在住の井出隊員の手打十割蕎麦をたっぷりいただきましたこと、ありがた山でした。



#### 【行動隊スケジュール】

下記の会議・集会はどなたでもご参加いただけます。

<5月>

○『SVCF通信』

15日(金曜)発行

○ 連絡会議

以下の各金曜日 10:30 開始

22、29

<6月>

○院内集会

6月18日(木曜)、遠藤雄幸/川内村村長

○『SVCF通信』

6月26日(金曜)発行

SVCF通信：第194号 2026年5月15日

○ 連絡会議

以下の各金曜日 10:30

6月5、12、19、26

